■レンタル利用規約

有限会社北海道トータルシステム
北海道札幌市豊平区平岸3-10-2-3

有限会社北海道トータルシステム（以下甲という）の商品をご利用いただきありがとうございます。お客さまに甲所有の商品及びその商品の全ての付属品部品（以下商品という）をご利用いただきます際は、下記の事をお約束していただきます。

記

1. このレンタル契約はお客様に別途添付の伝票に記載する期間及び料金にて商品をお貸し（レンタル）するものです。
2. お客様のご身分が明らかでない場合には保証金をお預かりする事があります。この保証金はこの契約に定められたお客様の全ての債務を担保します。
3. レンタル期間中は中途で解約した場合であっても、当初定めたレンタル期間の料金はいただきます。
4. 商品はレンタル期間が満了するまでに返還していただくものとし、その後に返還された場合は、延長料金（追加料金の２倍×日数分又は当社が定める料金）をいただきます。
5. お客さまがこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除する事ができるものとします。この場合、お客さまは直ちに商品を返還しなければなりません。契約が解除された場合であっても甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金をいただきます。
6. 商品は店頭渡し、店頭返還とします。但しお客様が配達、引き取りをご希望になる場合には、別途所定の料金をいただきます。
7. 商品は使用目的に合った使用をしていただき、利用保管については、充分なご注意をお願いします。
8. 商品を甲に返還される場合に通常の使用による損耗、原価以上に商品が破損し修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用を弁償して頂きます。
9. 商品について第三者が、差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合直ちに甲宛にその旨を通知していただきます。
10. お客様は商品を第三者に使用させたり譲渡、質入、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。又商品を改造、改装してはいけません。
11. 商品に構造上の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合直ちにご連絡いただくものとします。甲は同種同等の代替品をレンタルいたします。代替品がない場合は上記伝票のレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとします。
12. 商品がお客様のお手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えている場合はその期間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同額を弁償していただきます。
13. お客様が商品を使用されるについてお客様の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
14. 甲は商品の操作機能確認の上お客様に商品をお渡しした後、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害については一切責任を負いません。
15. 商品が盗難、火災に遭った場合にはお客様は同等品をもって弁償するものとします。
16. 本契約の解釈及び効力その他の事項に応じた疑義又は本契約に定めない事項については、甲とお客様双方誠意をもって協議し解決を図るものとし、双方同意が得られなかった場合は、札幌地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約に同意いたします。

年　　月　　日

お客様　名　　前：　　印

住　　所：

電話番号：